

# 速報！さくらユウワ通信

## iDeCo の2024年12月法改正のポイント

少子高齢化が進む我が国において、老後資産の形成において重要な立ち位置を占める iDeCo。今回、この制度の改正が2024年12月に実施されました。以下で、この改正の重要なポイントを解説します。

### □ 主要な改正点

1. 会社員等の掛金上限の引上げ 12月の改正で、会社員や公務員で、確定給付企業年金や、共済等の他制度に加入している場合の掛金上限が、月額1万2千円から2万円へ増額(企業型確定拠出年金等の掛金との合計が、月額5万5千円を超えない範囲で)されました。さらに、令和7年度税制改正に月額2万円の上限が撤廃され、6万2千円(企業型確定拠出年金等の掛金との合計)に増額される内容が盛り込まれており、掛金上限が増額される予定です。

2. 加入手続の簡素化 今までは加入時に、加入者が掛金上限確認のため、雇用主へ「事業主証明書」を請求する必要がありましたが、個人口座より掛金を拠出する場合、この証明書の請求の必要がなくなりました。また、これにより事業主側の手続きも簡素化されており、従業員が転職した際の事業主証明書の発行手続き及び、事業主による年1回の掛金の状況の確認も必要なくなりました。

また、iDeCo についてのおさらいとなりますが、加入によるメリット及びデメリット(留意点)が下記ございます。

### □ メリット

iDeCo は、老後資金を自分で積み立てる上で、さまざまな税制優遇を受けられることが最大の魅力です。受けられる税制優遇として以下3点を挙げるができます。

#### ① 掛金を所得から控除可能！

iDeCo の掛け金は、小規模企業共済等掛金として控除されます！

#### ② 運用益が非課税！

金融商品の運用益には本来20.315%の税率が課されますが、iDeCo の場合非課税となります。そのため、運用益をまるごと再度投資に回すことが可能です。

#### ③ 受取の際に所得控除を受けることが可能！

iDeCo の老齢給付金(60歳以降受取可能)は、年金として受け取る場合には「公的年金等控除」、一時金として受け取る場合には「退職所得控除」を受けることが可能です。

### □ デメリット(留意点)

1. 60歳まで掛金の引き出し不可 掛金は、60歳に達するまで基本的に引き出しできません。

2. 財産運用のリスクがある 資金運用により、元本割れの可能性があります。投資は自己責任で…

3. 手数料が発生する 加入時や運用期間中に手数料がかかります。

### □ まとめ

少子高齢化や物価高により老後資金の準備の重要性が増しています。老後の備えのためにも iDeCo の活用を検討されてはいかがでしょうか。

《参考》[iDeCo がより活用しやすく！ 2024年12月法改正のポイントをわかりやすく解説 | 政府広報オンライン](#)